○金融庁告示第八号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を定める件（令和七年金融庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和八年三月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（適格格付機関） **第二条**　ソルベンシー・マージン比率告示第一条第六号に規定する金融庁長官が別に定める格付機関（以下「適格格付機関」という。）は、次に掲げる格付機関とする。 ［一～五　略］ 六　ＤＢＲＳ 七　ＡＭ　Ｂｅｓｔ （適格格付機関の格付と格付区分との対応関係） **第三条**　ソルベンシー・マージン比率告示第一条第七号に規定する適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分（以下「格付区分」という。）は、次の各号に掲げる格付の種類に応じ、当該各号の表に定めるとおりとする。ただし、債務者が格付の付与された債務を履行しないときは、当該格付を付与された債務の格付に対応する格付区分は、当該各号の規定にかかわらず、債務不履行状態とする。 一　個別格付又は債務者信用力格付	（適格格付機関） **第二条**　［同左］ ［一～五　同左］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ （適格格付機関の格付と格付区分との対応関係） **第三条**　［同左］ 一　［同左］

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Ｓ＆Ｐグローバル・レーティングス	フィッチ・レーティングス	ＤＢＲＳ	ＡＭ　Ｂｅｓｔ
1	AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA	AAA	aaa
2	AA	AA	Aa	AA	AA	AA	aa
3	A	A	A	A	A	A	a
4	BBB	BBB	Baa	BBB	BBB	BBB	bbb
5	BB	BB	Ba	BB	BB	BB	bb
6	B	B	B	B	B	B	b
7	CCC以下	CCC以下	Caa以下	CCC以下	CCC以下	CCC以下	ccc以下

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス
1	AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA
2	AA	AA	Aa	AA	AA
3	A	A	A	A	A
4	BBB	BBB	Baa	BBB	BBB
5	BB	BB	Ba	BB	BB
6	B	B	B	B	B
7	CCC以下	CCC以下	Caa以下	CCC以下	CCC以下